

令和 7 年度
財政援助団体等監査
結果報告書



安芸市監査委員

7 安監第 46 号
令和 7 年 12 月 4 日

安芸市長 西内 直彦 様
安芸市教育長職務代理者 森尾 昭博 様
安芸市議会議長 佐藤 倫与 様

安芸市監査委員 畠中 龍雄

安芸市監査委員 小松 進

財政援助団体等監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を実施し、同条第 9 項により監査の結果を報告します。

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象	1
第 3	監査の実施内容及び着眼点	1
第 4	監査の評価基準	1
第 5	監査の期間	2
第 6	監査の結果	3
	高知東部交通株式会社（補助金）	3
	社会福祉法人安芸市社会福祉協議会（補助金）	4
	安芸市本町コミュニティセンター（指定管理）	5
	安芸市総合営農指導拠点施設「こまどり」（指定管理）	6

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

第2 監査の対象

1 補助金交付団体（令和6年度補助金）

補助金交付団体等	補助金の名称
高知東部交通株式会社	安芸市生活バス路線運行維持費補助金
社会福祉法人安芸市社会福祉協議会	安芸市敬老会実施事業補助金

2 公の施設の指定管理者（令和6年度指定管理）

団体名	施設名
安芸本町商店街振興組合 理事長 佐藤 正	安芸市本町コミュニティセンター
安芸市総合営農指導拠点施設東川地区運営委員会 会長 濱田 智子	安芸市総合営農指導拠点施設 「こまどり」

第3 監査の実施内容及び着眼点

- 補助金は出納その他の事務の執行が交付目的及び要綱に沿って行われているか、公の施設の管理が条例及び協定書に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。
- 安芸市監査基準（令和2年安芸市監査委員告示第2号）に準拠し、あらかじめ所管課から監査資料の提出を求め、必要に応じて、担当職員及び団体関係者からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

第4 監査の評価基準（抜粋）

（処理区分）

第2条 監査等の結果の処理区分は、次のとおりとする。

1 勧告事項

公務の執行や信頼性などの大きな影響を及ぼすおそれがあるもので、特別に措置を講じる必要があると認められるもの

2 指摘事項

次の事項に該当し、改善等を要すると認められるもの

- (1) 法令等（条例、規則、要綱、要領等を含む）に違反する事務手続で、市又はその他の者に損害を与え、又は与えるおそれがあるもの
- (2) 正確性、経済性、効率性、有効性等に欠如又は疑義があり、改善等を要する事務手続
- (3) 行財政運営、内部統制及びリスク管理の面で、何らかの改善を要する事務手続
- (4) その他、監査委員が、指摘事項とすることが必要であると認めるもの

3 指導事項

- 指摘事項（1）～（3）までに掲げるもののうち、事務手続上の軽微な誤り等のほか、監査委員が指導が必要であると認めるもの
- （措置状況の把握）

第3条 勧告事項及び指摘事項については、措置状況の報告を求める。

第5 監査の期間

令和7年10月9日から令和7年11月21日

第6 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。今後も関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行ってください。

1 補助金交付団体等

(1) 高知東部交通株式会社（総務課所管）

ア 補助金の名称

安芸市生活バス路線運行維持費補助金

イ 補助金の交付額

21,833,000円（令和6年度実績）

ウ 補助金の根拠

安芸市生活バス路線運行維持費補助金交付要綱（平成15年3月5日施行）

エ 補助金の交付目的

住民生活に不可欠な生活バス路線の運行維持のため、過疎現象等による輸送人員の減少によりその全部又は一部の遂行が困難となっている路線バス事業に対し、補助金を交付する。

オ 事業概要

（令和6年度実績）

運行系統名	運行系統			系統キロ程 (平均)	市町村 補助申請額	安芸市 補助申請額
	起点	主な 経由地	終点			
高岡第一	本社（営）	あき病院 安芸駅 奈半利駅 室戸高校前 むろと診療所	室戸世界 ジオパーク	56.3km (安芸市： 11.0km)	61,549,804 円	12,092,535 円
安芸線	安芸駅	JA高知病院	桟橋通五丁目 県庁前	42.5km (安芸市： 10.5km)	30,132,868 円	6,766,507 円
馬路	本社（営）	あき病院 安芸駅 安田町役場	馬路	33.1km (安芸市： 11.1km)	8,828,566 円	2,974,520 円

カ 監査結果

●監査した範囲では指摘事項に該当するものは認められなかった。

補助金はその目的に沿った適正な執行がされていたことを認める。

(2) 社会福祉法人安芸市社会福祉協議会（健康介護課所管）

ア 補助金の名称

安芸市敬老会実施事業補助金

イ 補助金の交付額

3,160,345 円（令和 6 年度実績）

ウ 補助金の根拠

安芸市敬老会実施事業補助金交付要綱（平成 25 年 7 月 1 日施行）

エ 補助金の交付目的

市は、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、地域ぐるみで長寿を祝い、地域の中で支えあう安心のまちづくりを促進するため、安芸市内で敬老会等を実施する団体に対し、予算の範囲内において安芸市敬老会実施事業補助金を交付する。

オ 事業概要

市内に住所を有する 75 歳以上の者を対象に敬老会の開催及び記念品の配布

（令和 6 年度実績）

市内 18 地区での敬老会の開催及び記念品の配布（うち敬老会実施は 5 地区）

対象者：18 地区 3,992 人 出席者：222 人 出席率：5.6%

* 開催時期に感染症が流行したことにより、規模の縮小や集いの開催を中止した地区が生じたため、当初見込んでいた出席者数から大幅な減となった。

カ 監査結果

●監査した範囲では指摘事項に該当するものは認められなかった。

補助金はその目的に沿った適正な執行がなされていたことを認める。

2 公の施設の指定管理者

(1) 安芸本町商店街振興組合（生涯学習課所管）

ア 根拠条例等

安芸市本町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

イ 管理に関する協定等

安芸市本町コミュニティセンター指定管理協定書

ウ 指定管理料

令和6年度指定管理料：0円（指定管理協定書第4条明記）

エ 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

オ 管理の概要（令和6年度実績）

安芸市本町コミュニティセンター (安芸市本町二丁目7番5号)	施設の概要	H3.3 建築 木造日本瓦葺2階建 160.72 m ²
	施設の設置目的	地域住民が自主的な活動を行うことにより、地域におけるコミュニティを創造する
	利用状況	利用件数 37件 延べ利用人数約 200人
	管理経費の収支状況	(収入) 286,930円 (支出) 286,930円

カ 監査結果

- 条例第5条に規定している利用料金については、施設開館時からの料金体系のまま変更がなされていないため、改めて、市長の承認を得るという手続きは確認できなかった。事務処理の透明性及び妥当性の観点から、次回更新時においては、適正な手続きを行うようにしてください。
- 指定管理者事業報告書の内容については、指摘事項に該当するものは認められなかった。

(2) 安芸市総合営農指導拠点施設東川地区運営委員会（農林課所管）

ア 根拠条例等

安芸市総合営農指導拠点施設条例

安芸市総合営農指導拠点施設条例施行規則

イ 管理に関する協定等

安芸市総合営農指導拠点施設「こまどり」の指定管理協定書

安芸市総合営農指導拠点施設「こまどり」の指定管理変更協定書

安芸市総合営農指導拠点施設「こまどり」指定管理料を定める協定書

ウ 指定管理料

令和6年度指定管理料:5,598,600円(指定管理料を定める協定書明記)

エ 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

オ 管理の概要（令和6年度実績）

安芸市総合営農指導拠点施設「こまどり」 (安芸市黒瀬 550番地)	施設の概要	H8.3 建築 木造瓦葺平屋建 193.77 m ²
	施設の設置目的	本市農業の振興を図るため、担い手への研修、相談及び指導を行い、人材育成及び地域の活性化を図り、健康でゆたかな地域づくりをめざし、地域農業者への営農指導等の拠点づくり
	利用状況	入館者数 5,350人 (内訳) 入浴利用人数 4,355人 食事等利用人数 995人
	管理経費の収支状況	(収入) 14,183,282円 (支出) 15,092,323円 (差額) △909,041円

カ 監査結果

●条例第7条第2項に規定している利用料金については、大人・小人の入浴料金及び回数券など市長の承認を得た金額であった。

●指定管理者事業報告書の内容については、指摘事項に該当するものは認められなかった。